

●香川県告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年10月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

さぬき市大川町面字王子8の1、8の6から8の9まで、字本村235の1、236の1、261の1、262、264の1、264の3、264の4、287の1、296の1、297の4、297の6、字上本村465、466の1、466の2（国有林）、字金底733の1、733の3から733の5まで、733の12、733の14・733の15（以上2筆国有林）、734の1、734の3、735の1、735の3、735の4、字寺尾736、737の1、746の1、780、791の1から791の3まで、字立割792の1、792の2、792の4、792の5、926の11、字上村1056の2、1079の1、1080の1、1081の6、字鮎尾1636の1、1636の3、1636の5、1636の7、1654の1、1673の1、字新名2675の1、2675の2、字東碎石2690の1、2690の4、2690の5、2690の13、字棚岩2784の1、2784の3、2784の5、2785、2786の1、2786の3、2786の4、2786の6（国有林）、字碎石2788、2838の1、2839、2840の1、2840の2、字森行3092、3093、3094の1、3094の2、3097、3098の1、3098の2（国有林）、3099、3100、字千婆ヶ嶽3353の1、3353の9（次の図に示す部分に限る。）、3353の10、3354の1、3354の16、字八幡口3362の1、3362の2、3362の6、字鳴石3605の1、3605の2、3606の1、3606の4（国有林）、字芦谷3613、大川町南川字西地321の1から321の4まで、322の1から322の4まで、326の1、339、340の1、341の1、字横井423の1、424の2、472の1、480、532の1、532の4、532の5、536、537、541の5、字政国752の1、756の1から756の3まで、字黍谷762の1、762の2、763の1、763の2、764の1、796、大川町富田西字古枝767の1、768の2、768の4、768の5、769の7、769の8、842の1、846の2、846の3、846の6・846の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、846の8、846の9、849、852、859の11（次の図に示す部分に限る。）、859の13、字丸山1771の1、1771の4、1771の5、1772、1775、1792の1、1798の3、1888の1、1893の1、1893の2、1897の1（次の図に示す部分に限る。）、1897の2、1900の1、1900の2、1901、1903の1、字上筒野2206の3、2225の2、大川町富田中字宮内1の3、1の6、5の5、5の6、8の7、19、20の1、21の1、21の2、29の2、146の13から146の15まで、211の4、212の4、214の1、214の6（次の図に示す部分に限る。）、字柴谷731の1、731の8から731の12まで、731の14、731の16、731の30、字谷949の1、953の1、954の2、955の1、字羽鹿谷3214の2、3236の1、3236の3、字奥弥勒3519の4、3521の2、3522、大川町富田東字日浦133の1、178、192の1、223から225まで、226の1、226の3、226の6、227の1、227の2、227の4、227の5、228の1、230、字奥谷231の1、232の1、269の1、299の3、301の1、303、362から364まで、371の1、字中井谷376、379、381、392の1、字大条435、439の1、439の2、440、441の1、字船原457の1、457の3から457の6まで、459の1、460の1、460の3、460の4、462の1から462の12まで、462の14、462の16、462の21、462の28から462の36まで、字向井570の6、570の7、572、620の1から620の5まで

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

大川町田面字寺尾791の1から791の3まで、字立割792の1、792の2、792の4、792の5、字千婆ヶ嶽3353の1、3353の9（次の図に示す部分に限る。）、3353の10、3354の1、3354の16、字八幡口3362の1、3362の2、3362の6、大川町富田西字古枝767の1、768の2、768の4、768の5、769の7、769の8、842の1、846の2、846の3、846の6・846の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、846の8、846の9、849、852、859の11（次の図に示す部分に限る。）、859の13、大川町富田中字宮内1の3、1の6、5の5、5の6、8の7、19、20の1、21の1、21の2、29の2、146の13から146の15まで、211の4、212の4、214の1、214の6（次の図に示す部分に限る。）、字谷949の1、953の1、954の2、955の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）